

# 地域自治区制度について

(総務省HP等より)

副首都推進局

## 地域自治区制度を法定する趣旨等（制度創設時の整理）

### ○ 趣旨

法律上の規定がなくとも、市町村の判断により地域自治区と同様の仕組みを設けることは可能である。

地域自治区制度の趣旨は、地域自治区の創設の途を開くことにあるのではなく、地方自治制度上、市町村の区域内において、より狭い区域を単位として住民の意思を反映させる仕組みを明確に位置づけ、住民自治の拡充方策等を充実しようとするところにある。

### ○ 具体的な法律効果

- ① 地域協議会の構成員の構成に関し、市町村長に対し構成員選任に当たっての配慮義務
- ② 地域協議会が単なる諮問機関ではなく、自ら建議できる機関であることを明確化
- ③ 地域協議会の構成員について非常勤職員への報酬支給原則の対象外とする

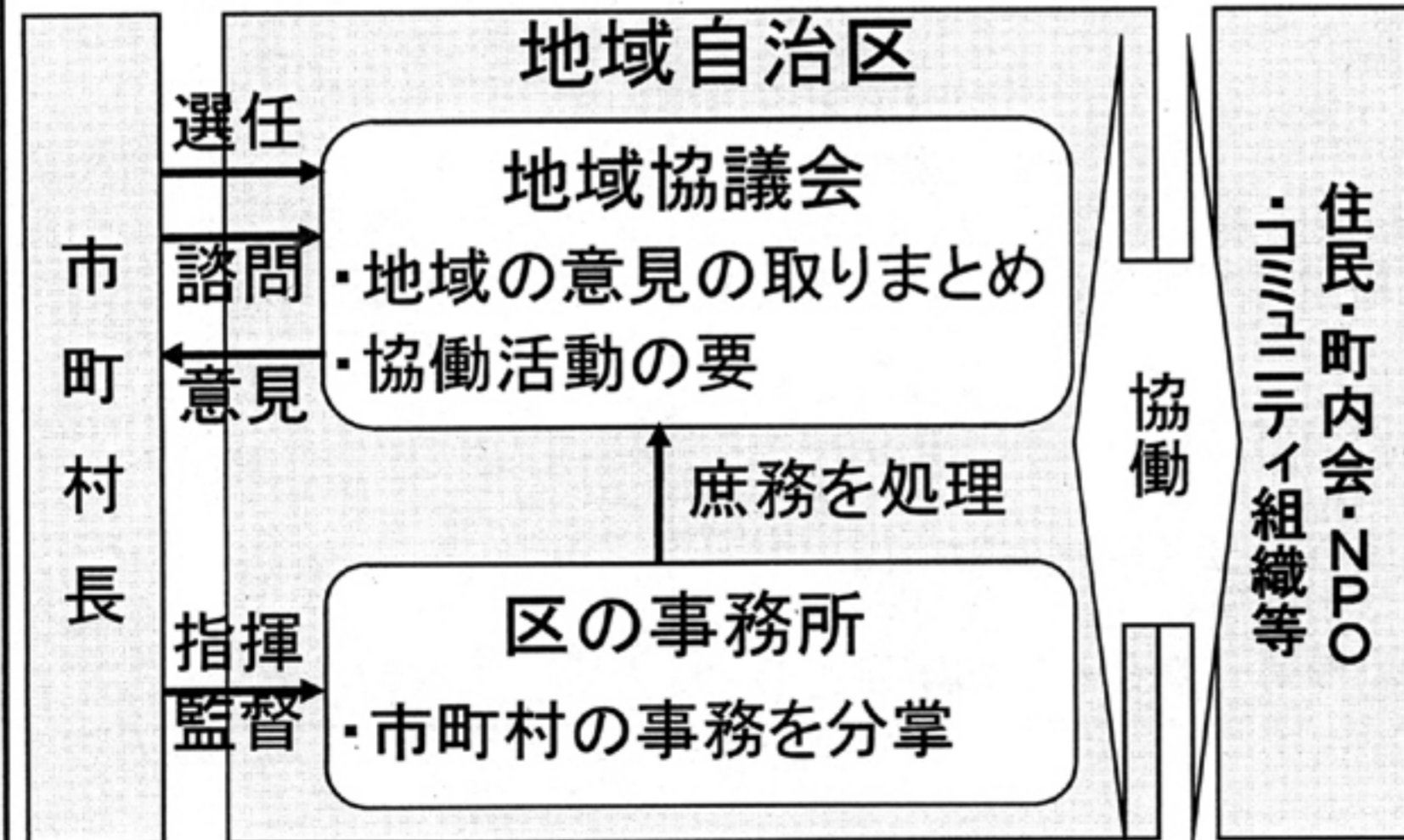
など

# 地域自治組織の比較

## 一般制度

### 地域自治区(地方自治法によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長:—
- ・期限:なし
- ・市町村の区域の全域に設置しなければならない
- ・事務所、地域協議会を置く
- ・地域自治区の名称は、議会の議決を経て、町字名で使用する  
ことはできる



## 合併時の特例

### 地域自治区(合併新法等によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長(特別職):置ける
- ・期限:市町村の協議で定める期間
- ・市町村内の一部の区域に設置することができる
- ・事務所、地域協議会を置く
- ・地域自治区の名称(制限はない)は、住居表示に冠する

### 合併特例区(合併新法等によるもの)

- ・法人格:あり(特別地方公共団体)
- ・区長(特別職):置く
- ・期限:5年以内で規約で定める期間
- ・市町村の区域の一部のみに置くことができる
- ・合併特例区を設ける区域については、地域自治区を設置  
しないことができる
- ・事務所、合併特例区協議会を置く
- ・合併特例区の名称は、住居表示に冠する(合併特例区の  
名称は自由)
- ※区の予算の作成、公の施設の設置・管理

### 指定都市の行政区(地方自治法によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長:—
- ・期限:なし
- ・市町村の区域の全域に設置しなければならない。
- ・事務所又は出張所を置く。区地域協議会を置くことができる
- ※区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域  
に地域自治区を設置することができる



## 地域自治区制度

<p><b>趣旨等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民自治の充実の観点から、区を設け、住民の意見を取りまとめる地域協議会と住民に身近な事務を処理する事務所を置くもの。</li> <li>・ 市町村に地域自治区を置く場合、当該市町村の全域に置かなければならない。（合併時は例外）</li> <li>・ 住居表示に地域自治区の名称を冠することとはされていない。（合併時は冠する）</li> <li>・ 法人格なし。</li> </ul>
<p><b>地域協議会の権限</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例で定める地域自治区の区域に係る重要事項等について市町村長が意見聴取／市町村長等に対する意見具申権。</li> </ul> <p>（重要事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域内の公の施設の設置及び廃止</li> <li>・ 区域内の公の施設の管理のあり方</li> </ul> <p>（意見を述べることができる事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉に関する事項</li> <li>・ 地域の環境保全に関する事項</li> </ul>
<p><b>地域協議会の構成員</b></p>	<p>（選任）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任。多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。</li> </ul> <p>（任期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4年以内において条例で定める期間。</li> </ul>
<p><b>設置期間</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制限なし。</li> </ul> <p>（合併時は、合併協議で定める期間）</p>
<p><b>事務所</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あり。市町村の事務を分掌するとともに地域協議会の事務を処理。</li> <li>・ 事務所長にかえて、区長を置くことはできない。（合併時は可）</li> </ul>
<p><b>予算編成権</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし。市町村において地域自治区に係る予算を措置。</li> </ul>

# 現行の地域自治区制度

	地方自治法の規定	解釈・運用
設置について	市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。(第202条の4第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村内の全域に設置しなければならない。</li> <li>市町村内の全域に同時ではなく、段階的に設置することはできる。</li> <li>※ 区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域に地域自治区を設置することができる。</li> <li>※ 合併特例による地域自治区については、市町村内の一部の区域に設置することができる。(一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区を設置することができる。)</li> <li>※ 合併特例区を設ける区域については、地域自治区を設置しないことができる。</li> </ul>
地域協議会の構成員の選任について	地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。(第202条の5第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員の決定を公選にゆだねることはできない。</li> <li>公選に準じた手続きに基づき投票を行い、その結果に基づき長が構成員を選任することはできる。</li> </ul>



## 現行の地域自治区制度

	地方自治法の規定	解釈・運用
地域協議会の意見について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項</li> <li>二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</li> <li>三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項</li> </ul> </li> <li>• 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。</li> <li>• 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</li> </ul> <p>(第202条の7)</p>	
事務所における事務の分掌について	市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。(第202条の4第1項)	長は、その権限に属する事務の一部を事務所の長に委任することができる

## 地域自治区の事務所において処理している事務

※ 全123地域自治区(一般制度)の回答状況 (単位: %)

住民生活に直結した各種窓口業務などに関する事項	87.0
農林・観光・建設・上下水道などの各種施設の維持管理及び一定基準内の整備に関する事項	48.8
地域づくりや地域振興の推進に関する事項	99.2
地域組織の振興施策の推進、住民自治支援等に関する事項	99.2
地域協議会に関する事項	86.2

※ 平成19年10月1日時点。



## 地域協議会の構成員の状況

		地域自治区数	構成員数 (地域協議会平均)	公共的団体等を代表する者 (%)	学識経験を有する者 (%)	地域の行政運営に関し優れた識見を有する者 (%)	公募 (%)	その他 (%)		うち元・前市町村 議会議員数 (%)	うち元・前・現町 内会長・自治 会長数(%)
北海道	むかわ町	2	15	40.0	33.3	0.0	26.7	0.0		13.3	10.0
岩手県	宮古市	3	10	66.7	20.0	0.0	13.3	0.0		13.3	3.3
岩手県	花巻市	3	14	58.1	25.6	0.0	16.3	0.0		25.6	7.0
秋田県	由利本荘市	8	32	35.7	32.1	0.0	0.0	32.1		36.1	7.5
秋田県	大仙市	8	18	60.0	25.7	0.0	14.3	0.0		10.7	3.6
秋田県	横手市	1	15	40.0	0.0	20.0	40.0	0.0		0.0	13.3
福島県	南会津町	4	13	23.1	15.4	5.8	0.0	55.8		0.0	1.9
千葉県	香取市	4	10	60.0	0.0	20.0	20.0	0.0		27.5	17.5
山梨県	甲州市	3	16	4.1	26.5	42.9	26.5	0.0		28.6	16.3
長野県	飯田市	18	19	82.6	0.0	0.0	17.4	0.0		0.0	0.0
長野県	伊那市	7	22	84.0	7.1	0.0	6.4	2.6		40.4	1.9
岐阜県	恵那市	13	22	85.5	13.8	0.0	0.7	0.0		0.0	1.1
静岡県	浜松市	12	15	58.1	14.0	11.2	12.3	4.5		26.3	16.2
愛知県	豊田市	12	37	75.7	0.7	3.3	14.7	5.6		29.7	6.9
島根県	出雲市	6	23	89.7	5.9	4.4	0.0	0.0		31.6	5.9
熊本県	玉名市	4	15	66.1	10.2	0.0	11.9	11.9		10.2	10.2
宮崎県	宮崎市	15	19	87.9	1.7	0.0	10.3	0.0		5.2	0.0
平均		計123	21	70.3	10.3	3.0	10.3	6.1		18.0	5.1

※ 元・前・現町内会長・自治会長数等については、各市において把握している範囲での回答。

※ 平成19年10月1日時点。



## 地域協議会の構成員の状況（続）

### ○ 新潟県上越市の事例

- 地域協議会の委員は、長の選任であるが、公選に準じた手続をとっている。市長は、投票の結果を尊重し、委員を選任しなければならない。
  - ※ 応募に応じた者（立候補者）が定数を超えないときは、市長は、投票を行わずに委員を選任することができる。
- これにより、地域協議会の代表性等が高まっている。
- 地域協議会委員に占める元・前議員の割合は、約40%。

（参考）上越市地域協議会委員の選任に関する条例（抄）

（委員の選任の方法）

第3条 市長は、委員を選任しようとするときは、委員資格者のうちから委員に選任されようとする者を公募し、当該公募に応じた者（以下「委員候補者」という。）について投票を行い、当該投票の結果を尊重し、委員を選任しなければならない。

（委員の選任の方法の特例）

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、委員候補者の数が地域自治区の設置に関する協議書に規定する委員の定数（以下「定数」という。）を超えないときは、前条の規定による委員候補者についての投票（以下「選任投票」という。）を行わず、委員候補者のうちから委員を選任することができる。

2 市長は、前項の規定により委員を選任しても、なお委員が定数に達しない場合は、委員が定数に達するまで委員資格者のうちから委員を選任することができる。

# 地域協議会の構成員の状況（続）

○ 新潟県上越市(特例)：選任投票の結果

(選任投票日：平成17年2月13日(日)、委員選任日：平成17年2月15日(火))

協議会名	定数	応募者数	選任投票 実施状況	応募者以 外からの 選任数	元・前 議員	元・前 議員割合 (%)	構成員に よる会長 の互選
安塚区地域協議会	12	14	○	0	7	58.3	○
浦川原区地域協議会	12	13	○	0	7	58.3	○
大島区地域協議会	12	12	×	0	6	50.0	○
牧区地域協議会	14	12	×	2	8	57.1	○
柿崎区地域協議会	18	20	○	0	5	27.8	○
大潟区地域協議会	18	22	○	0	7	38.9	○
頸城区地域協議会	18	18	×	0	1	5.6	○
吉川区地域協議会	16	16	×	0	11	68.8	○
中郷区地域協議会	14	14	×	0	3	21.4	○
板倉区地域協議会	16	16	×	0	9	56.3	○
清里区地域協議会	12	4	×	8	3	25.0	○
三和区地域協議会	16	18	○	0	6	37.5	○
名立区地域協議会	14	10	×	4	4	28.6	○
合計	192	189		14	77	40.1	



## 特色ある事例① 愛知県豊田市

- 豊田市においては、平成17年10月に地域自治区（一般制度）を設置。現在、12の地域自治区を設置。
  - ※ 平成17年10月に、6つの旧町村に設置。
  - 平成18年4月に、旧豊田市内に6つ設置。
- 地域協議会委員数は計448人。
- うち約75%は公共的団体等を代表する者、約15%は公募、約10%は地域の行政運営に関し優れた見識を有する者等。
- 住民が主体となって実施する「わくわく事業」に対する補助金の交付にあたって、地域協議会において、公開審査を実施。各地域協議会には、補助金の財源として、一地区※あたり500万円が配分。
  - ※ 豊田市内計26地区。

（「わくわく事業」の例）

- ・ 保険、医療又は福祉の推進を図る事業
- ・ 地域の伝統・文化等の振興を図る事情
- ・ スポーツの振興を図る事業 等



11

○豊田市地域自治区条例

平成17年9月30日  
条例第93号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第202条の4第1項及び第2項、第202条の5第4項、第202条の6第2項、第202条の7第2項並びに第202条の8の規定に基づき、地域自治区の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の区域を分けて地域自治区を設置する。

2 前項の地域自治区の名称及び区域は、別表第1のとおりとする。

(地域自治区の事務所)

第3条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(地域協議会の設置等)

第4条 地域自治区に地域協議会として、地域会議及び代表者会議を置く。

2 地域協議会の組織及び構成員(以下「委員」という。)の定数は、別表第3のとおりとする。

(地域会議及び代表者会議の役割)

第5条 地域会議は、地域の住民の多様な意見の集約と調整を行い、共働によるまちづくりを推進するものとする。

2 代表者会議は、地域自治区内の各地域会議に関連する広域的な事項について審議するものとする。

(任期等)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、連続して3回委員となることができない。

3 委員は、当該地域自治区の区域内に住所を有しなくなったときは、失職する。

(地域会議の構成員)

第7条 地域会議の構成員は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものうちから、市長が選任する。

(1) 公共的団体が推薦する者

(2) 識見を有する者

(3) 公募による者

## (代表者会議の構成員)

第8条 代表者会議の構成員は、当該地域自治区の委員で、当該地域会議の推薦を受けたもののうちから、市長が選任する。

## (地域協議会の会長及び副会長)

第9条 地域協議会の会長及び副会長は、当該地域自治区に代表者会議がある場合はその会長及び副会長が、それ以外の場合は地域会議の会長及び副会長が務める。

2 代表者会議の会長は、その権限に属する事務の一部を地域会議の会長に委任することができる。

## (会長等)

第10条 地域会議及び代表者会議に会長及び副会長を各1名置き、当該構成員の互選により決定する。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、地域会議又は代表者会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会長等の解任)

第11条 市長は、地域会議又は代表者会議の会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会長又は副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、地域会議又は代表者会議に出席する委員の過半数の同意があるとき。

## (委員の報酬及び費用弁償)

第12条 委員には、報酬を支給しない。

2 委員が公務のため旅行するときは、豊田市職員旅費条例(昭和41年条例第1号)第2条第1項第1号に規定する一般職に属する職員に準じて旅費に相当する費用を支給する。

3 委員が地域協議会の会議又は第16条の分科会の会議に出席したときは、前項の規定による費用弁償を行わないものとし、同一日の会議の回数にかかわらず、費用弁償として1日につき1,000円を支給する。

## (意見聴取事項)

第13条 法第202条の7第2項の条例で定める市の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものは、次のとおりとする。

(1) 市が策定する基本構想のうちその区域に係る事項

(2) その区域の住民の生活、地域のあり方等に大きな影響を及ぼす事項

(3) 地域自治区の統合及び分割に係る事項



## (市の行う措置)

第14条 市は、地域会議及び代表者会議の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

## (会議の運営)

第15条 地域会議及び代表者会議の会議(以下「会議」という。)は、それぞれ会長が招集し、及び議長になる。

- 2 会長は、委員(代表者会議の場合は、その構成員とする。以下この条において同じ。)の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

## (分科会)

第16条 地域会議は、その事務の一部について審議させるため、議決により分科会を置くことができる。

- 2 前項の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項は、地域会議が定める。

## (連絡調整)

第17条 複数の地域にわたる課題に共通認識をもって解決に当たるため、必要に応じて関係する地域会議が合同で会議を開催することができる。

## (庶務)

第18条 地域会議及び代表者会議の庶務は、当該地域自治区の事務所において処理する。

## (委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、上郷地域自治区、挙母地域自治区、猿投地域自治区、高岡地域自治区、高橋地域自治区及び松平地域自治区に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。

## (施行時の構成員の任期)

- 2 この条例の施行後最初に選任する委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、選任の日から平成20年3月31日までとする。

## (報酬支給の特例)

- 3 旭地域自治区、足助地域自治区、稲武地域自治区、小原地域自治区、下山地域自治区及び藤岡地域自治区の委員が諮問事項等の審議で地域会議に出席した場合で、市長が特に



必要と認めるときは、第12条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに限り、豊田市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和26年条例第23号)別表第32項に規定する報酬を支給する。

附 則(平成19年12月26日条例第102号)  
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月24日条例第76号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
(構成員の任期の特例)
- 2 この条例の施行後最初に選任する藤岡南地域会議の構成員の任期は、改正後の豊田市地域自治区条例の規定にかかわらず、選任の日から平成24年3月31日までとする。

#### 別表第1(第2条関係)

##### 地域自治区の名称及び区域

名称	区域
旭地域自治区	豊田市浅谷町、旭八幡町、明賀町、有間町、伊熊町、池島町、一色町、市平町、牛地町、太田町、大坪町、押井町、小滝野町、小渡町、伯母沢町、加塩町、上切町、上中町、日下部町、小田町、小畑町、榊野町、笹戸町、三分山町、閑羅瀬町、島崎町、下切町、下中町、杉本町、須淵町、惣田町、田津原町、坪崎町、時瀬町、東萩平町、楨本町、万町町、万根町及び余平町
足助地域自治区	豊田市安美京町、明川町、足助白山町、足助町、綾渡町、井ノ口町、岩谷町、有洞町、上八木町、漆畑町、大井町、大河原町、大蔵町、大蔵連町、大多賀町、大塚町、国閑町、籠林町、上切山町、上小田町、上佐切町、上脇町、川面町、北小田町、霧山町、国谷町、桑田和町、桑原田町、五反田町、小町、小手沢町、沢ノ堂町、塩ノ沢町、下国谷町、下佐切町、下平町、白倉町、新盛町、菅生町、摺町、千田町、竜岡町、田振町、玉野町、近岡町、葛沢町、葛町、椿立町、栃ノ沢町、栃本町、戸中町、富岡町、中立町、永野町、西檜尾町、怒田沢町、野林町、則定町、冷田町、東大島町、東大見町、東川端町、東渡合町、東中山町、久木町、平沢町、平折町、二夕宮町、細田町、御内町、御蔵町、実栗町、室口町、岩神町、山谷町、山ノ中立町、四ツ松町、連谷町及び月原町
稲武地域自治区	豊田市稲武町、大野瀬町、押山町、小田木町、川手町、

	黒田町、桑原町、御所貝津町、富永町、中当町、夏焼町、野入町及び武節町
小原地域自治区	豊田市市場町、岩下町、永太郎町、大ヶ蔵連町、大坂町、大平町、大洞町、乙ヶ林町、小原大倉町、小原北町、小原田代町、小原町、柏ヶ洞町、鍛冶屋敷町、上仁木町、苧萱町、川下町、喜佐平町、北大野町、北篠平町、樽俣町、雑敷町、沢田町、下仁木町、李町、川見町、千洗町、寺平町、東郷町、百月町、荷掛町、西丹波町、西萩平町、西細田町、日面町、平岩町、平畑町、前洞町、松名町、三ツ久保町、宮代町、築平町及び遊屋町
上郷地域自治区	豊田市畝部西町、畝部東町、永覚新町、永覚町、大林町(1丁目の一部を除く。)、鷺鴨町、和会町、上郷町、幸町、大成町、渡刈町、配津町、広美町、福受町、豊栄町(2丁目の一部を除く。)、榊塚西町、榊塚東町、御幸本町、明和町4丁目の一部及び明和町5丁目の一部
挙母地域自治区	豊田市逢妻町、秋葉町、朝日ヶ丘、朝日町、伊保町の一部、今町、梅坪町、上挙母、上原町、栄生町、大池町、大清水町、小川町、落合町、柿本町、金谷町、上丘町の一部、河合町、川端町、神田町、喜多町、京町、久保町、鴻ノ巣町、小坂町、小坂本町、琴平町、衣ヶ原、挙母町、栄町、桜町、三軒町、汐見町、下市場町、下林町、昭和町、白浜町、新生町、新町、神明町、樹木町、浄水町、陣中町、水源町、砂町、千足町、太平町、高崎町、高原町、竹生町、田代町、田中町、田町、長興寺、司町、月見町、貞宝町、天王町、渡合町、東新町、常盤町、十塚町、トヨタ町、中島町、錦町、西新町、西町、西山町、日南町、白山町、八幡町、花丘町、東梅坪町、久岡町、日之出町、平芝町、平山町、広久手町、広路町、深田町、平和町、豊栄町2丁目の一部、細谷町、本新町、本地町、前田町、前山町、松ヶ枝町、丸根町、丸山町、瑞穂町、宮上町、宮口町、宮前町、宮町、美山町、御幸町、室町、明和町(4丁目の一部及び5丁目の一部を除く。)、元城町、元町、元宮町、山之手、横山町、竜宮町、若草町及び若宮町
猿投地域自治区	豊田市青木町、荒井町、石野町、井上町、伊保町の一部、大畑町、押沢町、乙部ヶ丘、乙部町、小呂町、貝津町、加納町、上高町、亀首町、勘八町、国附町、越戸町、小峯町、篠原町、猿投町、四郷町、枝下町、下室町、城見町、高町、滝見町、田初町、力石町、千鳥

	町、寺下町、富田町、中金町、中切町、成合町、西広瀬町、野口町、花本町、東広瀬町、東保見町、平戸橋町、広幡町、藤沢町、芳友町、保見ヶ丘、保見町、本徳町、舞木町、松嶺町、御船町及び八草町
下山地域自治区	豊田市阿蔵町、蘭町、宇連野町、大桑町、大沼町、蕪木町、神殿町、黒坂町、小松野町、下山田代町、田折町、高野町、立岩町、田平沢町、柄立町、梨野町、野原町、花沢町、羽布町、東大林町、平瀬町及び和合町
高岡地域自治区	豊田市曙町、生駒町、大島町、大林町1丁目の一部、上丘町の一部、寿町、駒新町、駒場町、清水町、住吉町、聖心町、高丘新町、高岡町、高岡本町、高美町、宝町、竹町、竹元町、土橋町、堤町、堤本町、中田町、中根町、中町、西岡町、西田町、花園町、広田町、本田町、本町、前林町、緑ヶ丘、吉原町、竜神町、若林西町及び若林東町
高橋地域自治区	豊田市池田町、泉町、市木町、五ヶ丘、岩滝町、上野町、大見町、神池町、川田町、京ヶ峰、古瀬間町、志賀町、渋谷町、千石町、高上、高橋町、寺部町、手呂町、百々町、野見町、野見山町、東山町、平井町、広川町、扶桑町、双美町、宝来町、美里、水間町、御立町、美和町、森町、社町、矢並町及び山中町
藤岡地域自治区	豊田市石畳町、石飛町、大岩町、折平町、上川口町、上渡合町、木瀬町、北一色町、三箇町、下川口町、白川町、田茂平町、西市野々町、西中山町、迫町、深見町、藤岡飯野町、北曾木町及び御作町
松平地域自治区	豊田市岩倉町、鶴ヶ瀬町、大内町、王滝町、桂野町、加茂川町、九久平町、幸海町、坂上町、幸穂台、石楠町、滝脇町、巴町、豊松町、中垣内町、長沢町、鍋田町、林添町、穂積町、松平志賀町及び松平町

## 別表第2(第3条関係)

## 事務所の位置、名称及び所管区域

区分	事務所の位置	事務所の名称	所管区域
旭地域自治区	豊田市小渡町船戸15番地1	旭支所	旭地域自治区の区域
足助地域自治区	豊田市足助町宮ノ後26番地2	足助支所	足助地域自治区の区域
稲武地域自治区	豊田市稲武町竹ノ下1番地1	稲武支所	稲武地域自治区の区域
小原地域自治区	豊田市小原町上平441番地	小原支所	小原地域自治区の区域



	1		
上郷地域自治区	豊田市上郷町5丁目1番地1	上郷支所	上郷地域自治区の区域
挙母地域自治区	豊田市西町3丁目60番地	挙母事務所	挙母地域自治区の区域
猿投地域自治区	豊田市四郷町東畑70番地1	猿投支所	猿投地域自治区の区域
下山地域自治区	豊田市大沼町越田和37番地1	下山支所	下山地域自治区の区域
高岡地域自治区	豊田市高岡町長根51番地	高岡支所	高岡地域自治区の区域
高橋地域自治区	豊田市東山町2丁目1番地1	高橋支所	高橋地域自治区の区域
藤岡地域自治区	豊田市藤岡飯野町田中245番地	藤岡支所	藤岡地域自治区の区域
松平地域自治区	豊田市九久平町寺前16番地	松平支所	松平地域自治区の区域

## 別表第3(第4条関係)

## 地域協議会の組織及び構成員の定数

区分	地域協議会の組織		構成員の定数(人)	
旭地域自治区	旭地域会議		20以内	
足助地域自治区	足助地域会議		20以内	
稲武地域自治区	稲武地域会議		20以内	
小原地域自治区	小原地域会議		20以内	
上郷地域自治区	上郷代表者会議	上郷地域会議	20以内	20以内
		末野原地域会議		20以内
挙母地域自治区	挙母代表者会議	逢妻地域会議	20以内	20以内
		朝日丘地域会議		20以内
		梅坪台地域会議		20以内
		崇化館地域会議		20以内
		豊南地域会議		20以内
猿投地域自治区	猿投代表者会議	井郷地域会議	20以内	20以内
		石野地域会議		20以内
		猿投地域会議		20以内
		猿投台地域会議		20以内
		保見地域会議		20以内
下山地域自治区	下山地域会議		20以内	
高岡地域自治区	高岡代表者会議	前林地域会議	20以内	20以内
		竜神地域会議		20以内
		若園地域会議		20以内
		若林地域会議		20以内
高橋地域自治区	高橋代表者会議	高橋地域会議	20以内	20以内

		益富地域会議		20以内
		美里地域会議		20以内
藤岡地域自治区	藤岡代表者会議	藤岡地域会議	20以内	20以内
		藤岡南地域会議		20以内
松平地域自治区	松平地域会議		20以内	



地域自治区(地方自治法に基づくもの)の設置状況

H28.4.1現在

都道府県名	市町村名	方式	合併期日	旧市町村名	地域自治区の名称
1 北海道	せたな町	新設	H17.9.1	大成町	大成区
				瀬棚町	瀬棚区
				北檜山町	北檜山区
2 北海道	むかわ町	新設	H18.3.27	鶴川町	鶴川地域自治区
				穂別町	穂別地域自治区
3 岩手県	宮古市	新設	H17.6.6	宮古市	宮古地域自治区
				田老町	田老地域自治区
				新里村	新里地域自治区
				編入	H22.1.1
4 岩手県	花巻市	新設	H18.1.1	花巻市	設置せず
				大迫町	花巻市大迫地域自治区
				石鳥谷町	花巻市石鳥谷地域自治区
				東和町	花巻市東和地域自治区
5 秋田県	大仙市	新設	H17.3.22	大曲市	大曲地域自治区
				神岡町	神岡地域自治区
				西仙北町	西仙北地域自治区
				中仙町	中仙地域自治区
				協和町	協和地域自治区
				南外村	南外地域自治区
				仙北町	仙北地域自治区
				太田町	太田地域自治区
				6 福島県	南相馬市
小高町	小高区				
鹿島町	鹿島区				
7 福島県	南会津町	新設	H18.3.20	田島町	田島地域自治区
				舘岩村	舘岩地域自治区
				伊南村	伊南地域自治区
				南郷村	南郷地域自治区
8 新潟県	上越市	編入	H17.1.1	上越市	高田区
				上越市	新道区
				上越市	金谷区
				上越市	春日区
				上越市	諏訪区
				上越市	津有区
				上越市	三郷区
				上越市	和田区
				上越市	高土区
				上越市	直江津区
				上越市	有田区
				上越市	八千浦区
				上越市	保倉区
				上越市	北諏訪区
				上越市	谷浜・桑取区
				安塚町	安塚区
				浦川原村	浦川原区
大島村	大島区				
牧村	牧区				
柿崎町	柿崎区				
大潟町	大潟区				

都道府県名	市町村名	方式	合併期日	旧市町村名	地域自治区の名称
9 長野県	飯田市	編入	H17.10.1	頸城村	頸城区
				吉川町	吉川区
				中郷村	中郷区
				板倉町	板倉区
				清里村	清里区
				三和村	三和区
				名立町	名立区
				飯田市	橋北地域自治区
				飯田市	橋南地域自治区
				飯田市	羽場地域自治区
				飯田市	丸山地域自治区
飯田市	東野地域自治区				
飯田市	座光寺地域自治区				
飯田市	松尾地域自治区				
飯田市	下久堅地域自治区				
飯田市	上久堅地域自治区				
飯田市	千代地域自治区				
飯田市	龍江地域自治区				
飯田市	竜丘地域自治区				
飯田市	川路地域自治区				
飯田市	三穂地域自治区				
飯田市	山本地域自治区				
飯田市	伊賀良地域自治区				
飯田市	鼎地域自治区				
飯田市	上郷地域自治区				
飯田市	上村地域自治区				
飯田市	南信濃村	南信濃地域自治区			
10 長野県	伊那市	新設	H18.3.31	伊那市	伊那地域自治区
				伊那市	富県地域自治区
				伊那市	美篤地域自治区
				伊那市	手良地域自治区
				伊那市	東春近地域自治区
				伊那市	西箕輪地域自治区
				伊那市	西春近地域自治区
				高遠町	高遠町地域自治区
				長谷村	長谷地域自治区
				11 岐阜県	恵那市
恵那市	長島地域自治区				
恵那市	東野地域自治区				
恵那市	三郷地域自治区				
恵那市	武並地域自治区				
恵那市	笠置地域自治区				
恵那市	中野方地域自治区				
恵那市	飯地地域自治区				
岩村町	岩村地域自治区				
山岡町	山岡地域自治区				
明智町	明智地域自治区				
串原村	串原地域自治区				
上矢作町	上矢作地域自治区				

都道府県名	市町村名	方式	合併期日	旧市町村名	地域自治体の名称				
12 愛知県	豊田市	編入	H17.4.1	豊田市	拳母地域自治体				
				豊田市	高橋地域自治体				
				豊田市	上郷地域自治体				
				豊田市	高岡地域自治体				
				豊田市	猿投地域自治体				
				豊田市	松平地域自治体				
				藤岡町	藤岡地域自治体				
				小原村	小原地域自治体				
				足助町	足助地域自治体				
				下山村	下山地域自治体				
				旭町	旭地域自治体				
				稲武町	稲武地域自治体				
13 愛知県	新城市	新設	H17.10.1	新城市	新城地域自治体				
				新城市	千郷地域自治体				
				新城市	東郷地域自治体				
				新城市	舟着地域自治体				
				新城市	八名地域自治体				
				鳳来町	鳳来中部地域自治体				
				鳳来町	鳳来南部地域自治体				
				鳳来町	鳳来北西部地域自治体				
				鳳来町	鳳来東部地域自治体				
				作手村	作手地域自治体				
				14 島根県	出雲市	新設	H17.3.22	出雲市	出雲地域自治体
平田市	平田地域自治体								
佐田町	佐田地域自治体								
多伎町	多伎地域自治体								
湖陵町	湖陵地域自治体								
大社町	大社地域自治体								
斐川町	斐川地域自治体								
編入	H23.10.1	斐川町	斐川地域自治体						
15 宮崎県	宮崎市	編入	H18.1.1					宮崎市	中央東地域自治体
								宮崎市	中央西地域自治体
				宮崎市	小戸地域自治体				
				宮崎市	大宮地域自治体				
				宮崎市	東大宮地域自治体				
				宮崎市	大淀地域自治体				
				宮崎市	大塚地域自治体				
				宮崎市	檜地域自治体				
				宮崎市	大塚台地域自治体				
				宮崎市	生目台地域自治体				
				宮崎市	小松台地域自治体				
				宮崎市	赤江地域自治体				
				宮崎市	本郷地域自治体				
				宮崎市	木花地域自治体				
				宮崎市	青島地域自治体				
				宮崎市	住吉地域自治体				
				宮崎市	生目地域自治体				
				宮崎市	北地域自治体				
				佐土原町	佐土原地域自治体				
				田野町	田野地域自治体				
高岡町	高岡地域自治体								
編入	H22.3.23	清武町	清武地域自治体						

15 団体

148地域自治体



## 指定都市における地域自治区の設置の特例

- 区（総合区を含む）の区域を分けて地域自治区を設置する場合には、各地域自治区に地域協議会を設置しなければならない。
- なお、地域自治区とは別に、各区（総合区を含む）ごとに、区の区域に係る事項を担う区地域協議会を置くことも可能。

（地域自治区のイメージ）

